

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(国家戦略特別区域法施行令第3条第2号の条例で定める期間)

第2条 国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号）第3条第2号の条例で定める期間は、7日とする。

(手数料)

第3条 法第13条第1項に規定する特定認定（以下「特定認定」という。）に係る事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

- (1) 特定認定の申請に対する審査 1件につき14,800円
- (2) 法第13条第5項の変更の認定の申請に対する審査 1件につき10,000円（法第13条第4項に規定する認定事業に係る施設について現地調査を行う必要がない場合にあつては、2,000円）

(手数料の減免)

第4条 市長は、特別の事由があると認めるときは、前条の規定による手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料の還付)

第5条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(施行の細目)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成26年 9 月 9 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。